

■香川県福祉のまちづくり条例施行規則の主な改正内容（平成20年2月18日時点の案）

- (1) 香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項の特定施設のうち、事務所については、適用規模を3,000㎡から1,000㎡に引き下げる。
- (2) 工事完了の届出又は適合状況の報告については、ファクシミリ装置のほか、電子メールによる提出も可能とした。
- (3) 公共的施設の分類として、児童福祉施設及び社会福祉施設関係の定義を見直した。
- (4) 利用円滑化経路を構成する昇降機及び乗降ロビーの構造規定の適用について、事務所の免除規定を廃止した。
- (5) 階段の上端に近接する踊場の部分について、点状ブロック設置の規定を、多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限定した。
- (6) バリアフリー法の規定に合わせて、規定を見直した。
 - ア 男子用小便器について、床置きに加え、壁掛式低リップ小便器を明記した。
 - イ 昇降機のかごの寸法について、床面積単位による規定から、幅及び奥行き単位による規定に表現を改めた。
 - ウ 仕上げ材料について、色の明度の差に加え、色相又は彩度の差により容易に識別できるものとして見直した。
 - エ 車いす使用者の利用が見込まれる出入口の戸等の構造について、表現を見直した。
 - オ オストメイト対応便房の設置基準を、床面積1万㎡から2,000㎡未満に引き下げ、設置仕様についても、鏡及び衣服台を追加した。
 - カ 案内設備の設置義務規定を設け、案内所の設置による免除規定について、管理者の常駐及び誘導可能の要件を明記した。
 - キ 利用円滑化経路を構成する昇降機、便所又は駐車施設について、標識（JIS規格等）の設置規定を新たに設けた。
 - ク 案内板等の、視覚障害者等への配慮として、点字表示のほか、音声案内及び文字等の浮き彫りの項目を追加した。
- (7) (6)カの規定化に伴い、視覚障害者利用円滑化経路の定義及び免除規定を見直した。
- (8) 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路について、点状ブロックの敷設基準の表現を見直すとともに、車路との交錯による危険を回避するための措置を新たに規定した。
- (9) 視覚障害者利用円滑化経路の端部に設置する案内設備については、点字案内等により視覚障害者に配慮した措置をとる旨を新たに規定した。
- (10) 通信設備の設置により視覚障害者の誘導を行う場合には、当該通信設備の位置及び当該通信設備がある旨を視覚障害者に示す措置を新たに規定した。